

# 奈良県景観計画

～美しく風格のある奈良の創造～

# 目 次

はじめに

第1章 景観の特性と課題	2
1. 景観の特性	2
2. 景観の課題	6
第2章 基本目標と役割	
1. 基本目標	7
2. 役割	7
第3章 基本方針	
1. 景観づくりの基本方針	9
2. 県の施策推進の基本方向	13
第4章 景観計画の区域	
1. 景観計画区域	18
2. 重点景観形成区域	18
第5章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針	
1. 景観計画区域	24
2. 重点景観形成区域	24
第6章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項	
1. 届出の必要な行為	27
2. 景観形成の基準	29
3. 色彩に関する景観形成の基準	33
第7章 良好な景観の形成のために必要なその他の事項	
1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	37
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準	37
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	37
<参考> 色彩基準のイメージ	38

## はじめに

奈良県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた地であり、これらの歴史的風土など人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられてきたところです。他方、奈良県においては、戦後になって都市化が急速に進み、北部地域は近畿圏においても有数の住宅市街地を形成しています。

このようななかで、近年、駅前や都市郊外の幹線道路沿道などにおいて、派手な色彩や目を引く外観の建物が建ち並び、屋外広告物が氾濫するなど、全国どこにでもあるような雑然とした景観がみられることも現実です。また、農山村においても過疎の進行や都市化の影響により、集落と農地・山林が調和した景観が失われつつあります。

こうしたなか、平成16年6月に「景観法」が成立し、12月に施行され、自治体にとって景観行政を進める上での法的な後ろ盾ができ、自らの裁量による取組が可能となりました。これにより、県内において景観法に基づく「景観行政団体」が誕生するなど、自治体の関心はもとより、景観に対する県民の意識も高まりつつあります。

今こそ私たちは、風格や潤い、活力が感じられる本県の個性豊かな美しい景観が、生活する人々の心と生活を豊かにしていること、またその優れた景観を体験するために国内はもとより世界の各地から多くの人々が訪れていることを再認識しなければなりません。そうした認識の上に立って、奈良にふさわしい良好な景観を守り、創り育て、活用するよう努めていかなければなりません。

ここに、県民・事業者・行政の適切な役割分担と協働により、本県の景観を美しく風格のあるものとし、これを次世代に引き継いでいくため、奈良県景観計画を定めます。

本計画は、第1章から第3章までは、県全体として良好な景観を形成し、美しく風格のある奈良を創造していくための基本目標や基本方針などを定め、第4章から第7章までは、景観法第8条に基づき、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めます。

## 第1章 景観の特性と課題

### 1. 景観の特性

美しく風格のある奈良を創造していくための基本目標や基本方針を定めるには、本県の景観特性を十分に踏まえることが必要となります。また、地域の優れた景観を把握することが、地域の良好な景観づくりへの第一歩となります。

#### (1) 地域区分

本県は、地形からみると北部低地帯と南部吉野山地に大別されます。

北部低地帯の西部に位置する大和平野地域は、大和平野とその四周を取り囲む金剛山や生駒山、矢田丘陵、平城山丘陵、若草山、竜王山、三輪山、多武峰、高取山など低くなだらかな稜線を形づくる標高600m～800mの山々や標高500m程度の丘陵地(以下「青垣」という。)とその裾野に広がるなだらかな山の辺(以下「山の辺」という。)により形成されています。

また、北部低地帯の東部に位置する大和高原地域は「青垣」から続く高原地域が広がり、東南部の室生火山群から高見山地にかけては岩壁群や奇岩、溪谷などの個性的な地形により形成されています。

南部吉野山地に位置する五條・吉野地域は、県土面積の約64%と本県の半分以上を占めており、標高1,000m～1,900mの台高山脈、大峰山脈、伯母子山地の3つの山脈が連なり、その間に流れる吉野川、北山川、十津川がつくり出す深い溪谷により形成されています。また、北西部では、吉野川が大きく蛇行しており、河岸段丘が発達した地形が形成されています。



図1-1 地域区分図

## (2)地域の景観特性

### ①「日本のふるさと」としての景観 ～多くの歴史文化遺産と豊かな自然による質の高い景観～

本県はかつて飛鳥宮、藤原京、平城京の都が置かれ、日本の政治・経済・文化の中心地として栄えていました。また、本県の3つの世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、多くの古墳や陵墓、都が置かれた時代の遺構である条里制、そして寺社の存在は、日本の歴史のなかでも重要なものとして広く認められています。

近世に発達した城下町や寺内町、商家町などの歴史的な市街地、中世以来の環濠集落などの農業集落や水田、ため池、そして古代以前から存在する「青垣」をはじめとする山々や河川の豊かな自然など、本県の県土は様々な時代の多彩な景観資源によって構成されています。これらが重層することによって、生活環境、歴史文化、自然が融けあった一体的な本県の風土が成り立っており、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。

### ②豊かな「眺め」 ～「青垣」を骨格として形成された景観～

「大和は 国のまほろば たたなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と古事記に謳われたように、大和平野を囲む「青垣」の山々や緑豊かな丘陵は、奈良の景観の重要な骨格を形成しています。

この「青垣」の山々や、それを背景とした「山の辺」に位置する古墳、寺社などの景観資源を、平野部に広がる遮へい物の少ない水田や集落などを通して、「低地」から見渡すことのできる「眺め」の豊かさが、奈良の特徴となっています。また、「青垣」の山々や丘陵は、同時に大和平野全体を見渡す「高み」からの「眺め」を確保する場所であり、このような見る場と見せる場の相互性、その視点場の豊かさも奈良における景観の特徴です。

また、大和高原地域、五條・吉野地域においても、のどかに広がる高原の「眺め」や溪谷などの雄大な自然の「眺め」、山頂や山々を結ぶ参詣道などの「高み」からの「眺め」など、多くの優れた眺望の場が存在します。

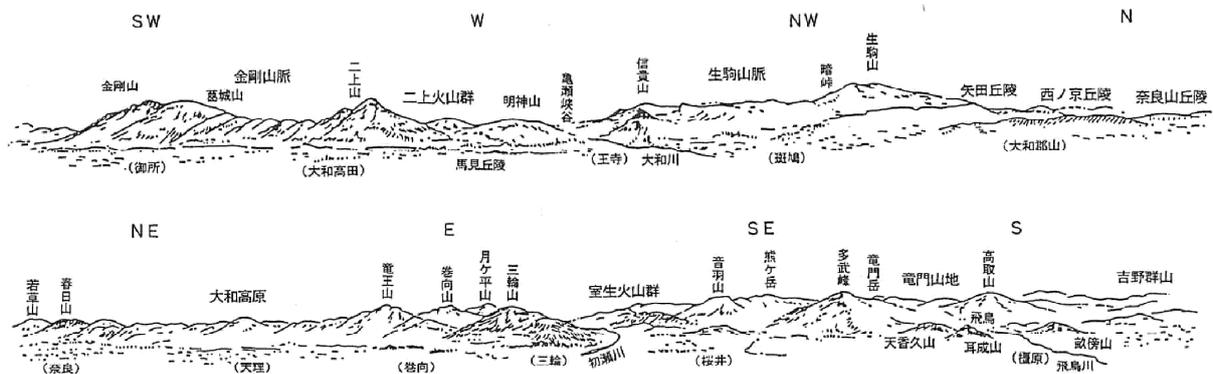


図1-2 「青垣」の山々と丘陵 大和平野中央部より眺めた四周の山地  
(出典:大和青垣国定公園計画調査報告書(1971.3))

### ③新たな都市景観 ～歴史的な重層性を有した都市景観～

本県の都市景観は、歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造のなかに、新しい都市開発などの景観の要素が加わって形成されています。

大和平野地域においては、鉄道や道路の整備、都市化の進行とともに人口が増加し、1960年代以降は全国屈指の人口増加県となり、古くからの市街地の拡大のほか、丘陵地の大規模住宅

地や平野部の小規模住宅地、工業団地などの開発が進行し、地域の景観が大きく変化しました。その後、駅前再開発や関西文化学術研究都市などの計画的整備が進められるとともに、駅前や沿道における商業施設の立地が続いており、これらの新たな景観が日常的に意識される景観の主要な要素になっています。

また、大和高原地域と五條・吉野地域においても、駅前・沿道などで新しい市街地が形成され、日常的に意識される景観の主要な要素になっています。

#### ④農林業や地場産業が特徴づける地域の景観

大和平野地域においては、吉野川分水などの豊かな水の恵みを活かした稲作やイチゴなどの果菜類の栽培が行われ、それらの景観は歴史文化遺産や歴史ある集落などの景観とともに「日本のふるさと」としての景観の重要な要素となっています。また、生駒市高山の茶筌や大和郡山市の金魚、桜井市三輪のそうめんなどの地場産業が、地域独特の魅力ある景観を形成しています。

大和高原地域においては、丘陵地に沿ってよく手入れされた茶園やまとまりのある水田が広がり四方を囲む森林とともにのどかに広がる高原の景観を形成し、また五條・吉野地域の北部においては、柿、梨などの果樹園が山の斜面に沿って広がり、柿の収穫時期には山々が朱色に染まるなど、四季折々に彩る豊かな景観を形成しています。

本県の面積の8割を占める森林は、主に五條・吉野地域と大和高原地域に広がり、日本三大人工美林の一つである吉野杉をはじめ、手入れの行きとどいたスギ、ヒノキなどの人工林により、良好な景観が形成されています。

#### ⑤表情豊かな自然景観

大和高原地域、五條・吉野地域の山々においては、全国に知られる桜の名所である吉野山や観梅で有名な月ヶ瀬、山頂部にツツジが咲きほこる神野山、紅葉の美しい多武峰やススキが広がる曾爾高原など、四季折々に変化を見せる景観を形成しています。

また、大和高原地域においては、標高400m～500mのなだらかな高原状の地形が続き、室生火山群が生んだ柱状節理の岩壁群や奇岩、青蓮寺川沿いの溪谷や巨岩が連なる鍋倉溪など特異な地形もみられ、豊かな景観を形成しています。さらにこれらの豊かな自然環境のなかには、文化財的価値を有する由緒ある寺社も数多く存在し、歴史を感じさせる景観を形成しています。

五條・吉野地域においては、近畿の屋根と称され、日本を代表する原生林を形成し、大蛇岨、正木ヶ原に代表される他には類のない自然の造形を有する大台ヶ原、近畿最高峰の八経ヶ岳を始めとする2,000m級の雄峰と、吉野川、十津川、北山川などの河川が形づくる溪谷が雄大な自然美を見せる一方、津風呂ダムなどの人工湖の雄大な眺めを有するなど、表情豊かな景観を形成しています。また、古代より山岳信仰の中心地とされた「吉野・大峯」と「大峯奥駈道」、「熊野参詣道小辺路」は、紀伊半島の自然と人々との深い関わりのなかで形成された景観を持ち、世界遺産に登録されています。

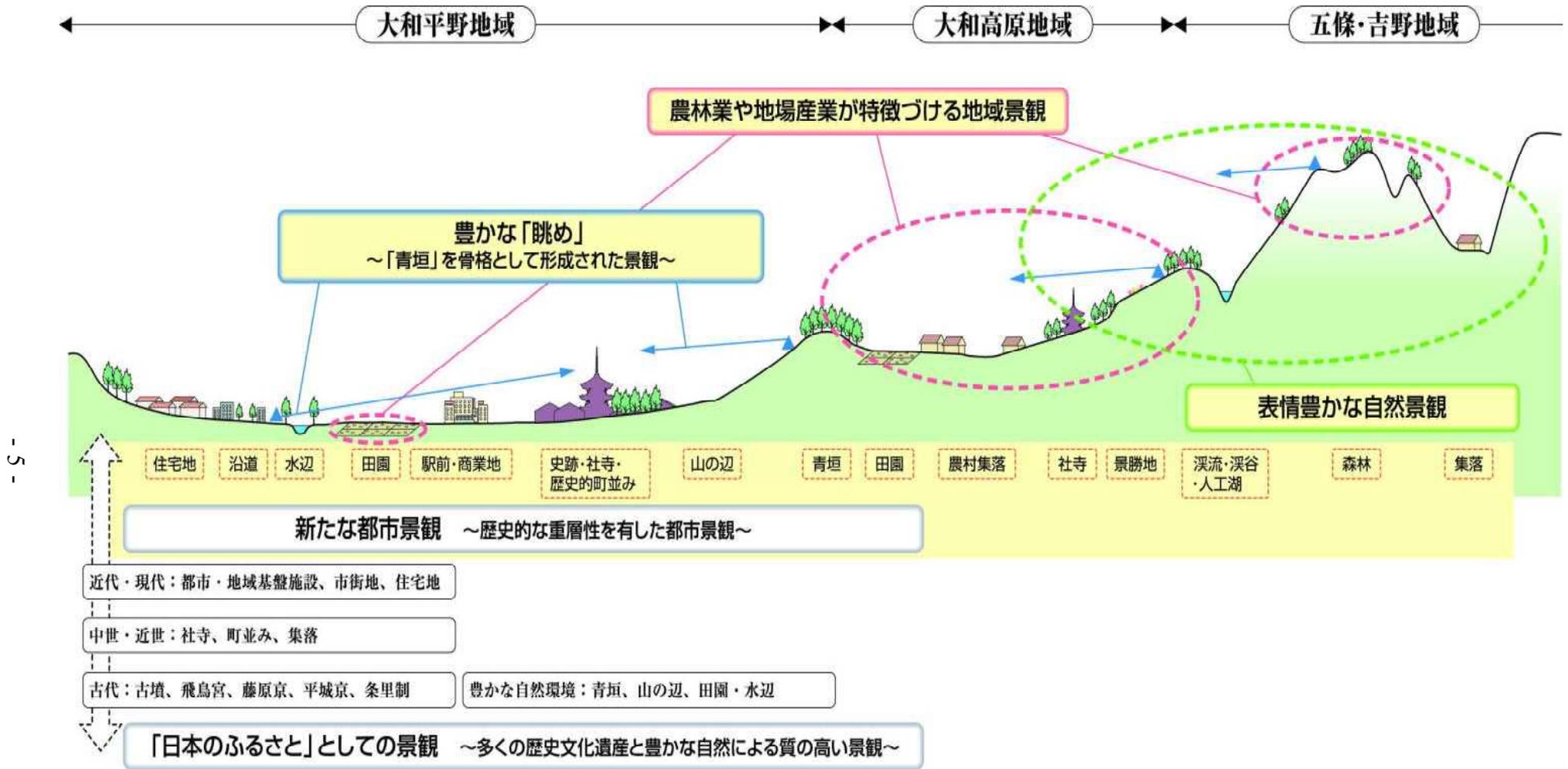


図1-3 地域の景観特性のイメージ図

## 2. 景観の課題

本県は、優れた景観特性を有する一方で、経済の発展や利便性の向上を優先した都市化の進行、景観への意識の欠如などにより、次のような課題を抱えています。

### (1) 歴史的景観の保全・活用

古墳や古代の宮跡、社寺などの歴史文化遺産の周辺地域や歴史的街並みが残る地域においては、都市化の進行や生活様式の変化により伝統的な様式とは異なる新しい建築物に建て替えが進み、その結果、歴史の連続性や伝統文化を感じさせる景観が失われつつあり、その保全が課題となっています。

また、派手な色彩などで目を引く屋外広告物や自動販売機、電線類などが街並みの魅力を損ねている場合がみられ、それらへの対応が課題となっています。なかでも、本県の3つの世界遺産をはじめとする歴史文化遺産の周辺区域は重要な観光拠点となっており、観光振興を図る上においても、世界遺産の魅力を保全し活かした景観づくりが課題となっています。

### (2) 眺望景観の保全

優れた眺望を有するところにおいて、都市化の進行などにより、派手な色彩などで目を引く建築物や工作物、中高層の建築物などが建設され、眺望を確保することができないところが増え、「青垣」と社寺・古墳、田園、集落などの景観資源が一体となった奈良の景観の特徴の一つが崩れつつあります。

また、豊かな自然景観や歴史的景観を有するところにおいても、派手な色彩などで目を引く建築物や工作物が建設され、眺望が阻害される状況もみられ、優れた眺望景観の保全が課題となっています。

### (3) 市街地景観・沿道景観の整備・整序

駅周辺などの中心市街地において、派手な色彩などで目を引く建築物や屋外広告物の存在、街路樹の緑や歩行空間の不足、自転車の放置などにより、地域の玄関口にふさわしくない景観がみられることから、これらを改善し、地域の魅力を高める景観づくりが課題となっています。

また、本県の特徴であるゆとりある低層住宅地では、宅地の細分化や共同住宅の建設などにより、住環境の変化がみられ、魅力ある景観づくりが課題となっています。また、新たな住宅地の開発により、少しずつ緑が失われるとともに、従来の集落地との境界にあっては、新古の住宅が混在する街並みがみられます。

幹線道路などの沿道において、派手な色彩などで目を引くロードサイドショップが建ち並び、屋外広告物が氾濫し、全国どこにでもあるような雑然とした景観がみられ、観光都市の魅力を低下させています。道路からの眺めや街並みの連続性に配慮した沿道景観づくりが課題となっています。また、幹線道路などの沿道では、開発により田園景観が失われる一方、新しい緑が補われておらず、緑化は十分とはいえません。

### (4) 自然・風土景観の保全

河川環境の変化や里山における竹林の増加が進行することなどによって、自然環境が変化し、景観に乱れが生じています。河川やため池については、コンクリート護岸による整備により無機質な景観がみられます。また、生活様式の変化は農林業の低迷にもつながっており、遊休農地や放置人工林が増加し、自然景観の保全が課題となっています。

さらに、高齢化や山間部における過疎の進行により、農地、農業用水路、ため池、森林などの地域資源の管理に支障をきたしており、景観の悪化につながっています。

また、担い手不足などにより地場産業が衰退し、地域の個性ある景観が失われつつあります。

## 第2章 基本目標と役割

### 1. 基本目標

奈良県の良好な景観づくりの実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

#### (1)「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり

「青垣」に代表される緑の骨格とこれにつながる古代の宮跡や古墳、社寺などの歴史文化遺産や街並み、集落、田園などの様々な時代の多彩な景観資源により、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。これらを、守り育て、奈良としての価値を高めるとともに、未来につなげる景観づくりを進めていきます。

#### (2)「暮らし息づく場」としての景観づくり

景観は、そこに生活する人々の身近な環境によって形成されるものでもあります。このような観点から、景観づくりは人々の「暮らし息づく場」であるといえます。景観づくりは、そこに生活する人自身のためのものでなければなりません。生活の質の向上が求められる時代にあつて、人々の日常の生活を快適で心安らぐようなものとする景観づくりを進めていきます。

#### (3)交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり

国際的な観光・交流の時代に観光立県として人々を迎える「もてなし」の景観づくりを進めていきます。また、良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであるとの観点に立って、地域の活性化につながる景観づくりを目指します。

#### (4)「県民主役」、「協働」の景観づくり

良好な景観は地域の財産でありそれを保全し向上させることは、公共の利益につながります。景観は県民が主役となり、地域を基盤として形成されるものです。県民等※と行政が「協働」して、景観づくりを進めていきます。

※ 県民等：県民及び事業者等のことをいいます。具体的には、個人、NPO、ボランティア、地域の団体、事業者、公益法人、大学等の多様な主体を含みます。

### 2. 役割

#### (1)県民等の役割

- ・県民等は、自らが良好な景観づくりの主體的な役割を担っていること、自らの行動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識し、積極的に良好な景観づくりに取り組むものとします。
- ・県民等は、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくべきかを考え、日常生活のなかで、自らが進んで、地域の誇れる景観の保全や、地域をさらに魅力あるものにするための景観づくりの実践に努めるものとします。また、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する景観づくりに関する施策や事業に参加、協力するとともに景観づくりに関する提言、提案を行うなど、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・特に、事業者、土地・建物所有者は、建築行為や建設行為、土地利用の改変が、地域の誇れる景観を向上させる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もあるため、自らの行為が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・また、設計者・施工者等※は、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動は、良好な景観づくりに配慮して進め、率先して景観づくりに関する情報を県民等に提供するものとします。

※ 設計者・施工者等：設計者・デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタントなどであつて、景観に影響を与える構造物などの形態・意匠・色彩・素材などを提案・施工する者のことをいいます。

## (2) 行政の役割

- ・行政は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施します。
- ・行政は、景観づくりに関する啓発・知識の普及及び情報の提供などを通じて、景観づくりに対する県民等の認識を深め、県民等の主体的かつ自主的な取組を促進します。
- ・行政は、互いに連携しながら、県民等と協働して景観づくりを推進します。
- ・行政は、事業主体となる公共施設の整備において、景観づくりの先導的役割を果たすよう、積極的に取り組みます。

### ① 県の役割

- ・県は、県域全体の景観づくりが支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観づくりの方向性と将来像を示し、市町村間の調整を行うとともに、自ら広域的、かつ先導的な観点から景観づくりに取り組みます。
- ・県は、市町村への情報の提供及び技術的助言などを行うことにより、市町村が行う景観づくりの取組を支援します。

### ② 市町村の役割

- ・市町村は、住民に最も近く、地域の状況を的確に把握している行政主体として、景観づくりの中心的な役割を担い、地域の個性に応じたきめ細やかな取組に努めるものとします。

「県民主役」、「協働」の景観づくり

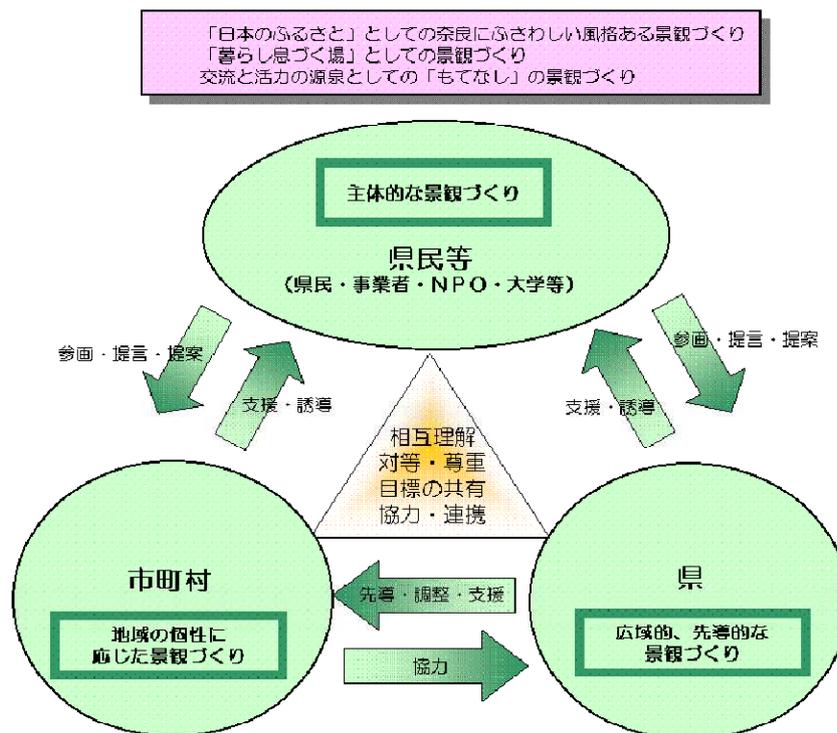


図2-1 景観形成にかかるそれぞれの主体の役割の概念図